

○匝瑳市重度心身障害者の医療費助成に関する規則

平成18年1月23日

規則第107号

改正 平成18年3月29日規則第169号

平成19年3月29日規則第23号

平成19年8月20日規則第40号

平成20年3月31日規則第24号

平成20年8月29日規則第53号

平成20年10月3日規則第63号

平成21年3月31日規則第16号

平成22年6月21日規則第34号

平成24年4月27日規則第33号

平成24年7月4日規則第46号

平成25年3月22日規則第14号

平成27年7月17日規則第33号

平成27年12月25日規則第60号

(目的)

第1条 この規則は、重度心身障害者に対し医療費の一部を助成することにより、医療費の負担を軽減し、その健康の保持及び生活の安定を確保し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「省令」という。）別表第5号の1級又は2級の障害のあるもの
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に

規定する知的障害者の更生援護に関する相談所（以下「知的障害者更生相談所」という。）において、千葉県療育手帳制度実施要綱（昭和62年1月6日付け障第329号千葉県社会部長通知）第2条の規定による療育手帳の交付を受け、その障害の程度が（A）の1、（A）の2（（A）を含む。）、Aの1及びAの2と判定された者

- 2 この規則において「社会保険各法」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。
- 3 この規則において「医療機関等」とは、健康保険法第63条第3項各号に規定する病院及び診療所並びに薬局並びに同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者並びに厚生労働省地方厚生局長に柔道整復師の施術に係る療養費の受領の委任の取扱いについて承諾された柔道整復師をいう。
- 4 この規則において「委託医療機関等」とは、医療機関等で、市長がこの規則に基づく重度心身障害者医療費助成事業の実施を委託したものをいう。
- 5 この規則において「基準世帯員」とは、次の各号に掲げる重度心身障害者の区分に応じ、当該各号に定める者とする。
 - (1) 国民健康保険に加入している重度心身障害者（第7号に該当する者を除く。） 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者（当該重度心身障害者以外の者で、かつ、同一の世帯に属する者に限る。）
 - (2) 健康保険に加入している重度心身障害者 健康保険法の規定による被保険者（同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。同法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者を含む。）（当該重度心身障害者以外の者に限る。）
 - (3) 船員保険に加入している重度心身障害者 船員保険法の規定による被保険者（当該重度心身障害者以外の者に限る。）
 - (4) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員となっている重度心身障害者 国家公務員共済組合法又は地方公務員

等共済組合法に基づく共済組合の組合員（当該重度心身障害者以外の者に限る。）

- (5) 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者となっている重度心身障害者 同法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（当該重度心身障害者以外の者に限る。）
- (6) 後期高齢者医療に加入している重度心身障害者 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による被保険者（当該重度心身障害者以外の者で、かつ、同一の世帯に属する者に限る。）
- (7) 国民健康保険に加入している 18 歳未満の重度心身障害者のうち、保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、重度心身障害者を現に監護するものをいう。以下同じ。）が後期高齢者医療に加入している重度心身障害者 当該保護者及び国民健康保険法の規定による被保険者（当該重度心身障害者以外の者で、かつ、同一の世帯に属する者に限る。）

（受給資格者）

第 3 条 この規則により医療費の助成を受けることのできる者（以下「受給資格者」という。）は、重度心身障害者であり、かつ、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者又は社会保険各法に基づく保険による被保険者若しくは被扶養者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 匝瑳市の区域内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 72 条に規定する特別支援学校に就学している者又は児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設に入所している者で、その保護者が匝瑳市の区域内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されているもの
- (3) 匝瑳市以外の市町村の区域内に住所を移した者で、国民健康保険法第 116 条の 2 の規定により匝瑳市の国民健康保険の被保険者又は匝瑳市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年匝瑳市条例第 1 号）第 3 条第 2 号から第 4 号までに該当する被保険者となっているもの
- (4) 匝瑳市以外の市町村の区域内に住所を移した者で、身体障害者福祉法、知

的障害者福祉法又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、匝瑳市が援護を行っているもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、受給資格者としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている者

(2) 65歳以上である者（65歳に達する日前から引き続いて重度心身障害者である者を除く。）

（助成の範囲）

第4条 この規則により助成する医療費の額は、受給資格者が医療の給付を受けた場合に、次の各号に掲げる受給資格者が属する世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 市町村民税の所得割が非課税となる世帯 国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（以下「国民健康保険法等」という。）及びその他の法令に基づき受給資格者が負担すべき額（附加給付その他の給付がある場合の当該給付額並びに食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）

(2) 市町村民税の所得割が課税となる世帯 前号に定める額から入院1日につき300円、通院1回につき300円の自己負担金の額を控除した額

2 前項各号に掲げる世帯の区分（以下「世帯区分」という。）は、受給資格者及び基準世帯員について、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める国民健康保険法等に基づく医療に関する給付を受けた月の属する年度（医療の給付の月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）（当該所得割を計算する場合には、地方税法等の一部を改

正する法律（平成２２年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３１４条の２第１項第１１号の規定を適用するものとする。）の額を合算した額により判定する。

- (1) 受給資格者が社会保険各法の規定による被保険者である場合 当該受給資格者の市町村民税の所得割の額
- (2) 受給資格者が国民健康保険法の規定による被保険者である場合 当該受給資格者の市町村民税の所得割の額及び当該受給資格者に関する基準世帯員の市町村民税の所得割の額
- (3) 受給資格者が高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者である場合 市長が別に定める方法により算定した額
- (4) 受給資格者が前３号のいずれにも該当しない者である場合 当該受給資格者に関する基準世帯員の市町村民税の所得割の額

3 受給資格者が基準世帯員（当該受給資格者の配偶者を除く。）の扶養親族及び被扶養者に該当しないときは、前項の規定の適用については、基準世帯員を当該受給資格者の配偶者のみであるものとすることができる。

4 受給資格者が国民健康保険法等以外の法律に基づき医療の給付を受けることができるとき、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）、国家公務員災害補償法（昭和２６年法律第１９１号）及び地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）に基づく療養補償若しくは療養に関する給付を受けることができるとき、又は国若しくは地方公共団体の負担において医療に関する給付を受けることができるときは、その限度において医療費の助成を行わないものとする。

5 新たに受給資格を得た者については、その資格を得た日の属する月の初日から医療費の助成を行うものとする。

（受給券の交付申請）

第５条 この規則に基づく助成を受けようとする者は、重度心身障害者医療費助成受給資格認定及び重度心身障害者医療費助成受給券交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長は、第４号の書類により証明すべき事実を、公簿等により確認することができる

きは、当該書類の提出を省略させることができる。

- (1) 国民健康保険法、健康保険法その他の法律に基づく保険の被保険者証又は組合員証
- (2) 身体障害者にあつては、身体障害者手帳
- (3) 知的障害者にあつては、療育手帳又は知的障害者更生相談所の判定書
- (4) 前条第2項及び第3項に規定する市町村民税の所得割の額を証する書類
(受給資格の認定等)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、受給資格の認定の可否を決定し、その結果を市長が別に定める書面により当該申請書を提出した者（以下この条において「申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、第4条第2項の規定により算定した額が23万5,000円以上であるときは、申請者を受給資格者として認定しない。

3 市長は、第1項の審査の結果、申請者に受給資格を認定したときは、当該申請者に対し重度心身障害者医療費助成受給券（第2号様式。以下「受給券」という。）を交付するものとする。

4 第1項の審査の結果、受給資格を認定した者の当該受給資格の認定期間は、前条の申請書の提出があつた日の属する月の初日からその日以後最初の6月30日までとする。

（助成の方法等）

第7条 市長は、前条の規定により受給券の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）が委託医療機関等において受給券を提示した場合には、当該委託医療機関等の請求に基づき、第4条第1項の規定により算定した額（以下「助成額」という。）として当該受給者に支給すべき額を当該委託医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定による支払がなされたときは、受給者に対し助成を行ったものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、受給者又はその保護者が医療機関等で当該受給者に係る医療費を支払った場合その他必要があると認める場合は、助

成額の全部又は一部を受給者又はその保護者に支給することによって助成を行うことができる。

4 受給者又はその保護者は、前項の規定による支給を受けようとするときは、重度心身障害者医療費助成申請書（第3号様式）に受給券を添えて市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、助成を適当と認めるときは重度心身障害者医療費助成決定通知書（第4号様式）により、申請を却下するときは重度心身障害者医療費助成申請却下通知書（第5号様式）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（受給券の有効期間等）

第8条 受給券の有効期間は、第5条の申請書の提出があった日の属する月の翌月の初日からその日以後最初の6月30日までとする。また、次条第1項の規定による届出（受給者の属する世帯に係る世帯区分に変更が生じた場合に限る。）があったときの同条第2項の規定により交付した受給券の有効期間も、当該届出があった日の属する月の翌月の初日からその日以後最初の6月30日までとする。

2 受給者は、前項の有効期間が終了した受給券を当該有効期間の終了する日の翌日以後、速やかに、市長に返還しなければならない。

（変更届）

第9条 受給者は、第5条の規定により提出した申請書の内容に変更が生じたときは、当該事由が生じた日から14日以内に重度心身障害者医療費助成受給資格変更届（第6号様式）に変更内容が明らかとなる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を、公簿等により確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

2 市長は、前項の規定による届出により受給券を変更する必要があるときは、変更後の受給券を受給者に交付するものとする。

（受給券の再交付）

第10条 受給者は、受給券を汚損し、破損し、紛失等したときは、重度心身障害者医療費助成受給券再交付申請書（第7号様式）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

2 受給者は、前項の規定により申請書を市長に提出する場合において、受給券を汚損し、又は破損したことによるときは、当該受給券を添えなければならない。

3 受給者は、受給券の再交付を受けた後において、紛失した受給券を発見したときは、速やかに発見した受給券を市長に返還しなければならない。

（現況届）

第11条 受給者は、毎年当該受給者が国民健康保険法等に基づき加入する保険の状況及び収入の状況を市長が別に定める重度心身障害者医療費助成現況届により市長に届け出なければならない。ただし、市長がその内容を公簿等により確認することができるときは、この限りでない。

（損害賠償との調整等）

第12条 市長は、受給者又はその保護者の疾病又は負傷が第三者の行為によって生じた場合において、当該受給者又はその保護者が当該第三者から損害賠償を受けたときは、当該額の限度において、この規則による医療費の助成は、行わない。

2 前項に規定する場合において、受給者又は保護者がこの規則による医療費の助成を受けた後において第三者から損害賠償を受けたときは、受給者又はその保護者は、速やかに支給を受けた医療費の範囲内において、市長が定める額を返還しなければならない。

3 第6条第2項の規定に該当するときは、第5条の申請書の提出があった日の属する月の翌月の初日からその日以後最初の6月30日までの間の医療の給付に係る医療費の助成は、行わない。

（受給資格の喪失）

第13条 受給者は、死亡し、又は受給者でなくなったときは、その事実が発生した日をもって、受給資格を喪失する。

2 受給者又はその保護者は、前項の規定により受給資格を喪失したときは、速

やかに重度心身障害者医療費助成受給資格喪失届（第8号様式）に受給券を添えて市長に届け出なければならない。

（不正利得の徴収）

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者があるときは、その者からその助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

（受給権の保護）

第15条 この規則により医療費の助成を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（受給権の消滅）

第16条 この規則により医療費の助成を受ける権利は、受給者が医療の給付を受けた日（受給者又はその保護者が医療機関等で当該受給者に係る医療費を支払った場合は当該支払日）の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過したときに消滅する。

（その他）

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の八日市場市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（昭和49年八日市場市条例第6号）、八日市場市重度心身障害者の医療費助成に関する規則（昭和49年八日市場市規則第10号）、野栄町重度心身障害者（児）医療費等の助成に関する条例（昭和54年野栄町条例第17号）又は野栄町重度心身障害者（児）医療費等の助成に関する条例施行規則（昭和54年野栄町規則第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月29日規則第169号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日規則第 23 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 8 月 20 日規則第 40 号）

改正 平成 21 年 3 月 31 日規則第 16 号

平成 25 年 3 月 22 日規則第 14 号

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受給資格者が受けた医療に係る費用の助成について適用し、同日前に受給資格者が受けた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

- 3 平成 19 年に限り、改正後の第 5 条第 2 項中「7 月」とあるのは「9 月」とする。

- 4 施行日の前日までに、この規則による改正前の匝瑳市重度心身障害者の医療費助成に関する規則の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（支給の制限に該当する所得の基準の経過的特例）

- 5 施行日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「施行令」という。）附則第 12 条に規定されている経過的特例の期間が満了するまでの間の受給資格者及び基準世帯員の所得の基準は、改正後の第 6 条に規定するもののほか、当該受給資格者及び基準世帯員の所得について、国民健康保険及び社会保険各法に基づく医療に関する給付を受けた月の属する年度（当該給付を受けた月が 4 月から 6 月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を改正後の第 6 条第 1 項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額が 23 万 5,000 円以上であり、かつ、当該受給資格者が高額治療継続者（施行令第 35 条第 1 項第 1 号に規定する高額治療継続者をいう。）に該当する者であることとする。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日規則第 24 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の匝瑳市重度心身障害者の医療費助成に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受給資格者が受けた医療に係る費用の助成について適用し、施行日前に受給資格者が受けた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までに、改正前の匝瑳市重度心身障害者の医療費助成に関する規則の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 20 年 8 月 29 日規則第 53 号）

この規則は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 10 月 3 日規則第 63 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 16 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 21 日規則第 34 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この規則による改正前の規則の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 24 年 4 月 27 日規則第 33 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、改正前の第

2号様式及び第4号様式の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成24年7月4日規則第46号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

（匝瑳市重度心身障害者の医療費助成に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

1 1 この規則の施行の際現に、第8条の規定による改正前の匝瑳市重度心身障害者の医療費助成に関する規則（次項、附則第13項及び附則第14項において「改正前の匝瑳市重度心身障害者の医療費助成に関する規則」という。）第3条第1項第1号の規定に該当する受給資格者（匝瑳市の外国人登録原票に登録されている者に限る。）又は第7条の規定により助成の申請をしている者（匝瑳市の外国人登録原票に登録されている者に限る。）で施行日において法附則第4条第1項の規定により住民票が作成されるものは、施行日において第8条の規定による改正後の匝瑳市重度心身障害者の医療費助成に関する規則（次項及び附則第13項において「改正後の匝瑳市重度心身障害者の医療費助成に関する規則」という。）第3条第1項第1号の規定に該当する受給資格者又は第7条の規定により助成の申請をしている者とみなす。

1 2 この規則の施行の際現に、改正前の匝瑳市重度心身障害者の医療費助成に関する規則第3条第1項第2号の規定に該当する受給資格者（匝瑳市の外国人登録原票に登録されている者に限る。）又は第7条の規定により助成の申請をしている者（匝瑳市の外国人登録原票に登録されている者に限る。）で施行日において法附則第4条第1項の規定により住民票が作成されるものは、施行日において改正後の匝瑳市重度心身障害者の医療費助成に関する規則第3条第1項第2号の規定に該当する受給資格者又は第7条の規定により助成の申請をしている者とみなす。

1 3 この規則の施行の際現に、改正前の匝瑳市重度心身障害者の医療費助成に関する規則第2号様式の規定により調製され、使用されている重度心身障害者医療費助成受給資格者証は、改正後の匝瑳市重度心身障害者の医療費助成に関

する規則第2号様式の規定による重度心身障害者医療費助成受給資格者証とみなす。

- 1 4 改正前の匝瑳市重度心身障害者の医療費助成に関する規則第1号様式、第2号様式、第3号様式、第4号様式その1、第6号様式及び第7号様式の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成25年3月22日規則第14号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月17日規則第33号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の匝瑳市重度心身障害者の医療費助成に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受給者が受けた医療に係る費用の助成について適用し、施行日前に改正前の匝瑳市重度心身障害者の医療費助成に関する規則（以下「改正前の規則」という。）に規定する受給資格者が受けた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。
- 3 当分の間、この規則の施行の際、現に65歳以上である改正前の規則の規定による受給資格者（65歳に達する日前から引き続いて重度心身障害者である者を除く。）に限り、改正後の第3条第2項第2号の規定を適用しない。
- 4 施行日の前日までに、改正前の規則の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成27年12月25日規則第60号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の第1号様式及び第6号様式の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、

所要の調整をして使用することができる。

第1号様式(第5条関係)

重度心身障害者医療費助成受給資格認定及び
重度心身障害者医療費助成受給券交付申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 重度心身障害者(保護者) 住所
氏名
電話



重度心身障害者医療費助成の受給資格の認定及び重度心身障害者医療費助成受給券の交付を受けたいので、次の事項に同意の上、下記のとおり申請します。

- 1 匝瑳市が高額療養費の一部又は全部を負担した場合は、匝瑳市が私に代わって社会保険等の保険者に請求し、高額療養費について相殺すること。
- 2 私が匝瑳市重度心身障害者の医療費助成に関する規則第5条第4号の書類(市町村民税の所得割の額を証する書類)を省略する場合は、同条ただし書の規定により、当該書類により証明すべき事実を匝瑳市が公簿等により確認すること。

記

対象者	住 所		生 年 月 日	年 月 日
	フリガナ		性 別	男・女
	氏 名		保護者との続柄	
	個 人 番 号		(※市記入欄)	円
区分	身体障害者	等 級	1級 ・ 2級	
	知的障害者	障害程度	㊦の1・㊦の2・㊦・Aの1・Aの2	
加入保険名	種 類		記 号 番 号	
	保 険 者 名		所 在 地	
	被 保 険 者 名		住 所	
振込先	金融機関名		本 支 店 名	
	フリガナ		口 座 種 別	
	口座名義人		口 座 番 号	

備考

- 1 申請者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。
- 2 この申請書において、「加入保険」とは、社会保険各法(健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法)、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保険をいいます。
- 3 1月1日現在において匝瑳市の住民基本台帳に記録がない方又は上記同意事項2に同意をいただけない方は、同日現在での住所地での申請者及び申請者に係る基準世帯員の市町村民税の所得割の額を証する書類が必要となります。

第 2 号様式（第 6 条関係）

（表面）

重度心身障害者医療費助成受給券									
公 費 負 担 者 番 号									
受 給 者 番 号									
受給者	住	所							
	氏	名					性別		
	生	年	月	日					
有 効 期 間									
自己負担金	通	院							
	入	院							
	保 險 調 剤	無料							
	入院時食事療養費	全額自己負担							
匣瑳市長 印									

(裏面)

注 意 事 項

- 1 受診の際は、この受給券を医療機関（保険調剤薬局、接骨院等を含む。）に必ず提示してください。
- 2 医療機関でこの受給券を提示しなかった場合、県外の医療機関やこの制度による診療を行っていない医療機関で受診した場合は、保険の自己負担区分を一旦支払い、その後に匝瑳市の窓口で償還の手続をしてください。後日、市から助成額をお支払いいたします。
- 3 更生医療、育成医療等、他の医療給付の公費医療制度が適用される場合は、それらの公費医療が優先適用されます。
- 4 学校管理下での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害救済給付の対象となる場合は、この受給券を使用することができません。
- 5 次のような変更があった場合は、14日以内に市長に届け出てください。
 - (1) 市外に転出するとき。(受給券を返還)
→ 転出後はこの券は使えません。転出先の市町村に制度の詳細について、お問い合わせください。
 - (2) 加入している健康保険を変更したとき。(受給券と新しい保険証を添付)
 - (3) 住所を変更したとき。(受給券を添付)
 - (4) 氏名を変更したとき。(受給券を添付)
 - (5) 生活保護を受けるようになったとき。(受給券を返還)
 - (6) その他資格事項に変更が生じたとき。(受給券と変更事項を証明する書類を添付)
- 6 有効期間が過ぎた場合は、この券を返還してください。
- 7 受給資格が無い方が本制度による医療費助成を受けた場合又は市による過払いが生じた場合には、後日、市から返還請求をさせていただきます。
- 8 お問い合わせ先

第3号様式(第7条関係)

重度心身障害者医療費助成申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 受給者(保護者) 住所

氏名 ㊟

電話

下記のとおり重度心身障害者医療費の助成を受けたく、別紙領収書を添付して申請します。

記

受給者	氏 名		生年月日	年 月 日
	性 別		受給券番号	
加 入 保険名	種 別		本人 ・ 被扶養者	
	記号番号		付 加 給 付	有・無

※ これから下は診療を受けた医療機関等で記入してもらってください。

重度心身障害者医療費受領証明書		年 月診療分	
傷 病 名		本人 支 払 額	医 療 費 円
診 療 日 数	日		
診 療 継 続 有 無	有 無		
保険請求総点数	点		
公 費 負 担 点 数	点	文 書 料	円
上記のとおり証明します。 年 月 日 医療機関所在地 名 称 医 師 名 ㊟			

備考 この証明は、診療を受けた月の翌月以降に証明を受けてください。

第4号様式(第7条関係)

その1

第 号
年 月 日

様

匝瑳市長 印

重度心身障害者医療費助成決定通知書

あなたから申請のあった重度心身障害者医療費助成について内容を審査した結果、下記のとおり決定し、支払いますので、この通知書及び印鑑を御持参の上、窓口までおいでください。

本人が来所できず代理人が受け取られる場合は、委任状及び代理人の印鑑を併せて御持参ください。

記

診 療 年 月	年 月 ～ 年 月
決 定 額	円
支 払 日 時	年 月 日 時～ 時
支 払 場 所	
持 参 する 物	決定通知書(この通知)及び印鑑 (代理人の場合は、委任状及び代理人の印鑑)

その2

第 号
年 月 日

様

匝瑳市長 

重度心身障害者医療費助成決定通知書

先に申請されました医療費について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 支給決定額 円
- 2 支給方法 貴指定口座に振り込みます。
- 3 振込予定日 年 月 日

受給者氏名	診療年月	医療機関等名	総医療費	支給額

総件数： 合計額：

第5号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

匝瑳市長 印

重度心身障害者医療費助成申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった重度心身障害者医療費の助成については、
下記のとおり申請を却下したので、匝瑳市重度心身障害者の医療費助成に関する規則第8
条第2項の規定により通知します。

記

却下の理由

教 示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、匝瑳市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に匝瑳市を被告として(訴訟において匝瑳市を代表する者は匝瑳市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第6号様式（第9条関係）

重度心身障害者医療費助成受給資格変更届

年 月 日

匝瑳市長 あて

届出者 受給者(保護者) 住所
氏名 ⑤
個人番号
電話

下記のとおり重度心身障害者医療費の受給資格の変更を届け出ます。

記

受給者氏名		受給券番号	
受給者	氏名	新	
		旧	
	個人番号		
	住所	新	
		旧	
	保護者	氏名	新
旧			
個人番号			
住所		新	
		旧	
加入保険の名称、記 号番号		名称	
	記号番号		本人・被扶養者
変更等の年月日		年 月 日	

備考

- 1 変更等があった事項のみ記入してください。
- 2 この届出の際に、変更内容が明らかとなる書類を添付願います。ただし、当該書類が住民票の写しである場合は、届出者が次の同意をすることにより添付を省略することができます。
- 当該住民票の写しにより証明すべき事実を匝瑳市が公簿等により確認することに同意します。
- 氏名 ⑤
- 3 保護者の項個人番号の目は、保護者が新たに加わった場合にのみ記入してください(保護者の住所又は氏名の変更の場合は記入不要です。)

第 7 号様式（第 1 0 条関係）

重度心身障害者医療費助成受給券再交付申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 受給者(保護者) 住所
氏名 印
電話

下記のとおり重度心身障害者医療費助成受給券の再交付を申請します。

記

受 給 者	住 所			
	氏 名		生年月日	年 月 日
申 請 理 由	1 汚損又は破損 2 紛失 3 その他(理由)			

備考 申請区分が「2 紛失」以外の場合は、再交付に係る重度心身障害者医療費助成受給券を福祉課長に提出してください。

第 8 号様式（第 1 3 条関係）

重度心身障害者医療費助成受給資格喪失届

年 月 日

匝瑳市長 あて

届出者 住所
氏名 印
電話
受給者との続柄

下記のとおり重度心身障害者医療費の受給資格を喪失したので、重度心身障害者医療費助成受給券を添付して届け出ます。

記

受 給 者	氏 名	
	住 所	
事 由	1	重度心身障害者が死亡した。
	2	重度心身障害者に該当しなくなった。
	3	重度心身障害者が他市町村に転出した。
事由発生年月日	年 月 日	

第 1 号様式（第 5 条関係）

第 2 号様式（第 6 条関係）

第 3 号様式（第 7 条関係）

第 4 号様式（第 7 条関係）

第 5 号様式（第 7 条関係）

第 6 号様式（第 9 条関係）

第 7 号様式（第 1 0 条関係）

第 8 号様式（第 1 3 条関係）